A 市長室からお答えします

公園駐車場の目的外利用について

Q 子どもと一緒に市内の公園へ遊びに行ったとき、駐車場が満車で駐車できないことがあります。公園を使っていない人がずっと駐車していることもあるようですが、改善できないでしょうか。

A 公園の駐車場は、公園を利用する人のために設けられたものであり、それ以外の目的で使用することはできません。

しかしながら、市内の一部の公園では、公園利用者以外の人による目的外駐車が見られることがあります。

そのため市では、公園駐車場を適正に利用してもらうための巡視を実施しているほか、目的外駐車を行っている自動車の所有者に対し、文書による注意などを行っています。また、一部の公園では駐車場の夜間閉鎖も実施しています。

さらに、自動車が長期間にわたり放置されていることが確認できた場合には、法令に基づいて撤去することもあります。

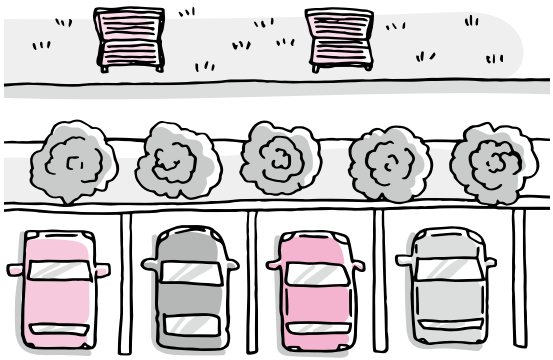

市では今後も、公園駐車場の適正な利用が図られるよう取り組んでいきます。

※くわしくは公園緑地課(☎20-1562)へ。

このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。

消費生活相談Q&A

百貨店の名称をかたる偽通販サイトに注意

Q インターネットで有名ブランドのバッグが80パーセント引きになるという広告を見つけました。広告をクリックしてサイトにアクセスすると、百貨店の閉店セールと書いてあったので注文しました。注文確認メールが届かないので心配していましたが、数日後に商品が代金引換で届きました。しかし、届いた商品は粗悪な偽物だったため、販売業者に返品依頼のメールを送りましたが返信はありません。宅配業者にも返金を申し入れましたが対応できないと言われました。どうしたらよいでしょうか。

A 近年、百貨店の名称をかたる偽通販サイトが多く、海外業者が運営している場合も多いのでスムーズに連絡が取れず、被害の回復が難しくなっています。通信販売にはクーリングオフ制度がないため、注文後に一方的にキャンセルすることはできませんが、偽通販サイトの中には注文後のキャンセルを受け付けている場合もあるので確認しましょう。また、代金引換で支払った場合、宅配業者に返金を請求しても返金されないことがほとんどです。商品を注文する際は次の点に注意しましょう。

- ○百貨店が有名ブランドの商品などを大幅値引き価格で販売することはないと考える
- ○百貨店の名称やロゴマークなどに惑わされず、販売業者についての情報をよく確認する
- ○代金引換しか支払い方法がないものは注意する
- ○偽通販サイトに注文したことに気が付いたら、すぐに販売業者にキャンセルの連絡をする。商品が届いてしまった場合には受け取り拒否をする

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。